

国内株式・J-REIT 議決権行使判断基準の改定について

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長 兼 CEO：猿田隆、以下「当社」）は、国内株式および J-REIT の議決権行使判断基準を 2025 年 1 月 6 日に改定することをお知らせします。新しい判断基準は 2025 年 1 月以降に開催される株主総会より適用を開始します。

1. 改定の背景

当社は、責任ある機関投資家として、お客さま・最終受益者のみなさまの利益のため、投資先企業や REIT の投資法人等（以下、「投資先企業等」）の企業価値向上もしくは毀損回避を目的として、議決権を行使しております。

当社は、気候変動をはじめとする投資先企業のサステナビリティに関する取り組みの状況を、議決権行使判断において考慮します。今回の改定では、上場企業の TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に準拠した開示の状況、人権尊重の取り組みに加え、自然資本・生物多様性の観点を追加します。また、政策保有株式に関する基準においては、一部の投資・運用事業を営んでいない企業における純投資目的への再分類がみられることを問題視し、投資先企業の実態を踏まえながら慎重に判断する方針とします。

そして、J-REIT 議決権行使判断基準では、執行役員および監督役員の独立性の基準を明確化します。

2. 改定の概要

今回の国内株式および J-REIT の議決権行使判断基準の改定の主なポイントは以下のとおりです。

- (1) サステナビリティに関する基準として、①自然資本に関する取り組みについての対話プロセスの導入、②TCFD に準拠した開示のさらなる精査として、情報開示の範囲や環境マネジメントの妥当性に関する対話の強化を行います
- (2) 政策保有株式に関する基準として、純投資目的への振り替えも慎重に判断する方針とします
- (3) J-REIT において執行役員および監督役員に関する独立性の基準を明確化します

詳しくは、下記別紙をご覧ください。

別紙① 議決権行使判断基準

別紙② 議決権行使判断基準 -2025 年 1 月改定の概要と各基準に関する説明-

■ ご参考

- ・ [責任投資について](#)
- ・ [議決権行使判断基準](#)
- ・ [議決権行使判断基準 -2025 年 1 月改定の概要と各基準に関する説明-](#)

重要な注意事項

- 当資料は、情報提供を目的として、三井住友 DS アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

住所：〒105-6426 東京都港区虎ノ門 1-17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー 26 階

HP：<https://www.smd-am.co.jp/>

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 399 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

プロダクトマネジメント部ブランドマネジメント室 E-Mail：pr@smd-am.co.jp

松嶋 (03-6205-1539) / 永澤 (03-6205-1862)

議決権行使判断基準

第1章 議決権行使判断基準の基本方針

三井住友DSアセットマネジメント（以下「当社」）は、投資一任契約および投資信託契約におけるスチュワードシップ責任を果たす上で、お客さま・最終受益者の皆さまの利益のため、投資先企業やREITの投資法人等（注1・注2）（以下「投資先企業等」）の価値向上もしくは毀損回避を目的として議決権を行使する。また、当社が必要と判断する場合は、ESGリスクの適切なコントロールや、不祥事等の社会的信用に関する行為を防止するための内部統制等に関する対話を積極的に行い、その結果を議決権行使に適切に反映させる。したがって、基準に抵触した場合であっても、対話内容、個社の事情を踏まえた判断を重視し、基準を弾力的に運用することがある。

（注1）「REIT」は不動産投資信託を、「J-REIT」は国内のREITをいう。

（注2）「REITの投資法人等」とは、REITの資産を保有する投資法人および投資法人が運用を委託する資産運用会社をいう。

第2章 議決権行使判断基準の基本方針

1. 結果責任検証に関する視点

- 業績、株主資本利益率（ROE）等の資本効率、株主還元、株主総利回り（TSR）
- 役員の適格性（役員会への出席率等）
- 社会的信用に関する行為についての責任

2. 将来の価値向上もしくは毀損回避に関する視点

- 機関設計、役員会構成（社外役員比率、多様性等）、会計監査人
- 報酬のあり方（将来の価値向上もしくは毀損回避に資するためのインセンティブ）
- 事業戦略、財務・資本戦略、ESGを含む非財務要素に関わる中長期戦略

（表1）

主な視点	1. 結果責任検証に関する視点	2. 将来の価値向上もしくは毀損回避に関する視点
主な基準	<ul style="list-style-type: none">■ 定量基準（業績基準、ROE基準、剰余金処分に関する基準、TSR基準等）■ 役員の適格性に関する基準（取締役会や監査役会への出席率等）■ 社会的信用に関する行為についての責任	<ul style="list-style-type: none">■ 機関設計や取締役会、監査役会の構成に関する基準（社外役員の比率、多様性等）■ 役員の適格性に関する基準（社外役員の独立性、社外役員の兼職数等）■ 役員報酬■ 事業戦略、財務・資本戦略、ESGを含む非財務要素に関わる中長期戦略

第3章 議決権行使判断基準（国内株式）

1. 剰余金処分に関する議案

以下の（１）（２）に抵触する場合、企業価値向上に資することが合理的に説明されていない場合は原則反対とする。ただし、株主還元実績、ROE（注３）、今後の投資計画や財務戦略、成長性等経営戦略に関する情報開示等を踏まえ、資本政策の妥当性を総合的に判断する。なお、剰余金処分権限が取締役会に授権されており、当該議案が株主総会に上程されない場合には、取締役選任議案に剰余金処分の妥当性判断を反映する。

- （１）株主総還元性向が30%程度より低い
- （２）内部留保過剰等キャッシュリッチの状況下（注４）で株主総還元性向が50%程度より低い

（注３）当該年度ROE実績が上場企業の上位25%以上程度を目安とする

（注４）「内部留保過剰等キャッシュリッチの状況下」とは、ネットキャッシュ（現預金・有価証券から有利子負債を差し引いた金額）の対総資産比率が30%以上、かつネットキャッシュの月次売上高回転率が5ヵ月以上の状況を1つの目安とする。

ただし、上記（１）（２）に該当しても、企業単独の努力では回避し難い状況（自然災害等）等、特別に考慮すべき事情がある場合は賛成することがある。

2. 取締役の選解任に関する議案

将来にわたり企業価値向上もしくは毀損回避に資する取締役および取締役会構成について、業績・ROE・TSR等の実績、候補者の適格性（社外取締役候補者の独立性等を含む）の視点を踏まえ、総合的に判断する。以下に抵触した場合、候補者毎に精査の上原則反対するが、対話等での確認を踏まえた総合判断により賛成することがある。

（１）取締役の適格性に関する基準

① TSR基準

過去3年間のTSRが配当込みTOPIX未満、および業種平均対比で著しく劣位（下位5%未満）にある場合、原則として在任期間が3年超の候補者に反対する

② ROE基準

ROEが過去3年にわたり8%未満かつ国内上場企業中央値水準を一度も上回っていない場合、原則として在任期間が3年超の候補者に反対する

③ 業績基準

経営陣に責任がある著しい業績不振（2年連続最終赤字）や債務超過にある場合、原則として取締役の再任に反対する

ただし、①～③については、以下のような合理的な理由がある場合、候補者の全部または一部に賛成することがある。

- （ア）企業価値やROEの向上について資本コストや株価を意識した合理的な経営戦略等を示している
- （イ）企業単独の努力では回避し難い状況（自然災害等）等、特別に考慮すべき事情がある
- （ウ）責任の所在明確化により経営陣の全部または一部が退任する等、経営体制が刷新されている

④剰余金処分にに関する基準

剰余金処分の取締役会授権を行っており、「1. 剰余金処分にに関する議案」の条件を満たさない場合は、原則として取締役の再任に反対する

⑤企業価値に関する基準

以下の場合には基準抵触とし、原則として代表権がある取締役の再任に反対する

- (ア) 政策保有株式を純資産の20%程度以上保有している（実質的な政策保有株式の縮減とはいえない場合は、純投資に振り替えられた株式を政策保有株式とみなして判断する）
- (イ) 株主共同の利益を著しく損なう資本政策を行った
- (ウ) 情報開示姿勢に重大な問題が存在する
- (エ) サステナビリティについての経営戦略（気候変動、生物多様性、自然資本、人権、人的資本、知的財産等、E・Sに関する具体的内容を含む）やリスク管理、情報開示に不足があり、かつ対話において改善の意思・方向性等が確認できない
- (オ) 取締役会もしくは役員等（執行役員等を含む）の構成に関して多様性の視点で改善の余地がある（東京証券取引所プライム市場の上場企業においては女性取締役の比率が10%以上であることを原則とする）

ただし、これらの基準に抵触する場合であっても、合理的な理由があると判断される場合は総合的に判断し賛成することがある。また、必要があると判断する場合は、代表権がない取締役を経営トップに相当する実力があるものとみなし、これらの基準を適用することがある。

⑥社会的信用に関する行為に関する基準

社会的信用に関する行為があった場合は、重要度、役員の関与度合い、悪質性、事後対応(原因究明・責任の所在明確化・再発防止策策定)の十分性を踏まえ総合的に判断する。ただし、以下の場合には候補者の全部または一部に賛成することがある

- (ア) 新任等、社会的信用に関する行為と関連性がない
- (イ) 責任の所在明確化により経営陣の全部または一部が退任する等、経営体制が刷新されている
- (ウ) 独立性を満たす社外役員の増員等、監督機能の十分な強化がある

⑦社外取締役の活動状況に関する基準

取締役会への当該期出席率が80%未満（監査等委員である取締役の場合は監査等委員会への出席率も考慮する）、もしくは兼職数が当該企業を含め上場企業5社相当を超える場合は、合理的な理由がある場合を除き、基準抵触とする

⑧ 社外取締役の独立性に関する基準

社外取締役の独立性の評価に当たっては、証券取引所への独立役員として届出（届出予定を含む）の有無、以下の独立性の基準（証券取引所の独立役員基準）を原則とする。その他、在任期間や主要株主会社の在籍経験等、独立性に疑義がある場合等は、独立役員届出がある場合でも総合的に判断して反対することがある。なお、補欠候補者の場合は、就任する際に独立役員届出を行う予定の有無を招集通知に明記することが望ましい

- (ア) 当該企業またはその子会社の出身者（取締役、監査役等）（10年以内）
- (イ) 当該企業の親会社の出身者（取締役、監査役等）（10年以内）
- (ウ) 当該企業の兄弟会社の出身者（業務執行者等）
- (エ) 当該企業を主要な取引先とする企業等もしくは当該企業の主要な取引先の出身者
- (オ) 当該企業から多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

ただし、取締役全体としてのスキルマトリックスが示され、指名委員会等による審議を経た上で、独立性への疑義を上回る貢献が期待できることの合理的な説明等がされている場合は、対話等で確認をした上で基準抵触としないことがある

(2) 取締役会構成に関する基準

取締役会構成については、当該企業の事情を踏まえ、基準抵触について総合的に判断する。以下の場合、原則として代表権がある取締役の再任に反対する

- ① 取締役総数が15名超
- ② 社内取締役が増加、社外取締役もしくは監査等委員の減少
- ③ 独立性のある社外取締役の人数が以下に該当する場合
 - (ア) 東京証券取引所プライム市場の上場企業（親子上場における子会社および1/3以上を保有する主要株主のいる会社を除く）において独立性を満たす社外取締役が、監査役設置会社で2名未満もしくは構成比1/3未満、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社で3名未満もしくは構成比1/3未満である場合
 - (イ) 東京証券取引所プライム市場以外の市場の上場企業（親子上場における子会社および1/3以上を保有する主要株主のいる会社を除く）において、2名未満もしくは構成比20-25%未満、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社で3名未満もしくは構成比25%未満
 - (ウ) 親子上場における子会社および1/3以上を保有する主要株主のいる会社については、東京証券取引所プライム市場の上場企業において、監査役設置会社で3名未満もしくは構成比過半数未満、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社で4名未満もしくは構成比過半数未満である場合。それ以外の市場の上場企業において、3名未満もしくは構成比1/3未満

ただし、これらの基準に抵触する場合であっても、指名委員会の設置を含む取締役会の実効性が確認できる場合や、合理的な理由があると判断される場合は総合的に判断し賛成することがある。また、必要があると判断する場合は、代表権がない取締役を経営トップに相当する実力があるものとみなし、これらの基準を適用することがある

(3) 監査等委員会設置会社における監査等委員の取締役に関する基準

監査等委員会設置会社における監査等委員の取締役については、監査役設置会社における監査役と同様の機能の一部を果たすことが期待されており、「監査役を選解任に関する議案」における基準の一部を必要に応じて適用する

① 代表経験に関する基準

当該企業における代表取締役経験者もしくは代表執行役経験者は、基準抵触とする

3. 監査役を選解任に関する議案

取締役会に対する牽制機能に結び付く監査役および監査役会構成かどうかを、活動状況、新任候補者や社外監査役候補者の独立性を含む適格性等の視点を踏まえ、総合的に判断する。以下の各基準に抵触した場合は候補者毎の選任議案に原則反対するが、当該企業の事情を踏まえた総合判断により賛成することがある。

(1) 監査役の適格性に関する基準

① 社会的信用に関する行為に関する基準

社会的信用に関する行為があった場合は、重要度、役員の関与度合い、悪質性、事後対応(原因究明・責任の所在明確化・再発防止策策定)の十分性を踏まえ総合的に判断する。ただし、以下の場合は候補者の全部または一部に賛成することがある

(ア) 新任等、社会的信用に関する行為と関連性がない

(イ) 責任の所在明確化により経営陣の全部または一部が退任する等、経営体制が刷新されている

(ウ) 独立性を満たす社外役員の増員等、監督機能の十分な強化がある

② 代表経験に関する基準

当該企業における代表取締役経験者もしくは代表執行役経験者は、基準抵触とする

③ 社外監査役の活動状況に関する基準

取締役会および監査役会への当該期出席率が80%未満、もしくは兼職数が当該企業を含め上場企業5社相当を超える場合は、合理的な理由がある場合を除き、基準抵触とする

④ 社外監査役の独立性に関する基準

社外監査役の独立性判断に当たっては、証券取引所への独立役員として届出（届出予定を含む）の有無、以下に掲げる独立性の基準（証券取引所の独立役員基準）を原則とする。その他、在任期間や主要株主会社の在籍経験等、独立性に疑義がある場合等は、独立役員届出がある場合でも総合的に判断して反対することがある。なお、補欠候補者の場合は、就任する際に独立役員届出を行う予定の有無を招集通知に明記することが望ましい

- (ア) 当該企業またはその子会社の出身者（取締役、監査役等）（10年以内）
- (イ) 当該企業の親会社の出身者（取締役、監査役等）（10年以内）
- (ウ) 当該企業の兄弟会社の出身者（業務執行者等）
- (エ) 当該企業を主要な取引先とする企業等もしくは当該企業の主要な取引先の出身者
- (オ) 当該企業から多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等

(2) 監査役会構造に関する基準

独立性を満たした社外監査役が2名以上いない場合、監査役もしくは社外監査役が減員される場合は、合理的な理由がある場合を除き基準抵触とし、再任監査役に原則反対する

4. 役員報酬、および役員賞与に関する議案

(1) 役員報酬

役員報酬上限の設定等について、以下の場合は原則反対する

- ① 業績、配当水準に対して報酬金額が過大
- ② 報酬金額について合理的な説明がない
- ③ 報酬金額決定に社外役員の関与がない

(2) 役員賞与

役員賞与は支給の経緯もしくは金額に関して不適切な状況がないかの視点で判断する。以下の場合は、原則反対する

- ① 業績や配当水準に対して支給金額が過大
- ② 社会的信用に関する行為等により企業価値に著しい影響を及ぼしたにもかかわらず、支給金額の総額もしくは1人当たり支給金額について相応の減額がない
- ③ 役員報酬の決定に関し社外役員の関与が無く、支給金額に疑義が残る
- ④ 支給対象者に社外取締役、監査等委員会設置会社における監査等委員の取締役、監査役が含まれる

5. 役職員（事業会社・子会社を含む）のストックオプション・その他株式報酬（株式給付信託・特定譲渡制限付株式等）に関する議案

役職員のストックオプション・株式給付信託・特定譲渡制限付株式等（以下「オプション等」）は、企業価値向上もしくは毀損回避の視点から、付与対象者、報酬金額の適切性、業績との連動性、オプション等の支給の経緯や行使時期・付与株式数等の適切性、社外取締役および報酬委員会等の関与、情報開示の十分性について検討を行い総合的に判断する。なお、オプション等の付与対象者に、社外取締役、監査等委員会設置会社における監査等委員の取締役、監査役、社外者（コンサルタント、取引先等）もしくはその他不適切な対象者を含む場合は、原則反対する。ただし、特定譲渡制限付株式においては、例外として社外取締役（監査等委員会設置会社における監査等委員の取締役を除く）への付与を認めることがある。

（1）ストックオプション

以下の場合、合理的な理由がある場合を除き、原則反対する

- ① 既存株主の希薄化が著しい（未行使分の新株予約権を含む累積株式数が10%以上等）
- ② 未行使分の行使価格引き下げ
- ③ 株式報酬型（いわゆる1円ストックオプション）については退職慰労金制度廃止等の状況を考慮して総合的に判断するが、その制度設計が企業価値向上もしくは毀損防止の目的に適うことが確認できる場合を除き、権利行使可能な期間が退任日以前もしくは付与日から2年以内に開始する場合等は、基準抵触とする

（2）その他株式報酬（株式給付信託・特定譲渡制限付株式等）

株式給付信託・特定譲渡制限付株式等の付与については、以下を全て満たす場合は原則賛成する

- ① 株式等の交付（支給）・譲渡制限解除が、退職後もしくは付与後2年以上経過後に制限されている
- ② 1年間に付与される株式数が発行済株式数に対して1%未満に留まり、既存株主に与える影響が限定的と判断できる

6. 役員退職慰労金支給に関する議案

役員退職慰労金は、取締役会の実効性、もしくは社外取締役および監査役の牽制機能への影響等を踏まえ総合的に判断する。以下の場合、原則反対する。

- （1）支給対象者に社外取締役、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、監査役が含まれる
- （2）3期累計の当期利益がマイナスの場合で、支給対象者に責任がある
- （3）退職慰労金の支給金額の総額を開示していない
- （4）社会的信用に関する行為等に責任がある役員への支給で、責任の度合いに照らし支給金額が不適切
- （5）業績水準、配当等株主還元総額に対し支給金額が過大

7. 買収防衛策に関する議案

- (1) いわゆる事前警告型買収防衛策は、企業に対する株式市場の規律付け機能を損なう恐れがあることから、反対の立場を原則とする
- (2) いわゆる有事導入型買収防衛策は、株主共同の利益や企業価値への影響および導入の必要性・スキーム等を踏まえ総合的に判断する

8. 定款変更に関する議案

定款変更については、株主共同の利益や企業価値への影響等を踏まえ、総合的に判断する。

(1) 特別決議の定足数変更に関する議案

特別決議の定足数変更は、合理的な理由がある場合を除き、原則反対する

(2) コーポレート・ガバナンス構造に関する議案

- ① 機関設計の変更については原則賛成する
- ② 取締役・監査役の責任限定について、合理的な範囲である場合は原則賛成する
- ③ 取締役定員数が15名超となる場合は原則反対する。取締役定員数や監査役定員数に変更がある場合は、当該企業の事業を踏まえ総合的に判断する。なお、取締役定員数の変更が買収防衛目的に相当すると判断される場合は反対することがある
- ④ バーチャル株主総会開催を可能とする場合は原則賛成する。株主権利を著しく損なう株主総会運営が行われた場合は、その後の株主総会の取締役選任に反対することがある
- ⑤ 取締役の任期延長は原則反対する

(3) 授権株式総数の変更に関する議案

授権株式総数の変更について、以下の場合は原則反対する

- ① 当該企業の経営戦略等に照らし、合理的な理由がない
- ② 買収防衛策の一環として変更する場合で買収防衛策自体に賛成できない

(4) 利益剰余金決定権限の取締役会授権に関する議案

- ① 剰余金処分の取締役会授権は、株主総会決議からの排除が加わった場合は原則反対する
- ② 自社株買いを取締役会で決定できるようにする場合は、原則賛成する

(5) 取締役解任決議の特別決議事項化に関する議案

取締役解任決議要件の加重もしくは厳重化は、原則反対する

(6) 会計監査人の責任減免に関する議案

会計監査人の責任限定は、原則反対する

(7) 議決権発生基準日弾力化に関する議案

議決権発生基準日弾力化は、原則反対する

(8) 種類株式の発行に関する議案

種類株式の発行は、原則反対する。ただし、既存の普通株式株主の利益を毀損する恐れがないことが合理的に説明されている場合は、賛成することがある

(9) サステナビリティに関する議案

気候変動や人権等、サステナビリティに関する定款変更は、内容、範囲、項目等が適切と判断できる場合、原則賛成する

(10) その他の定款変更に関する議案

株主共同の利益や企業価値への影響等を踏まえ、総合的に判断する

9. 企業合併・事業再構築に関する議案

企業合併・事業再構築については、株主共同の利益や企業価値への影響等を踏まえ、総合的に判断する。ただし、以下の場合は、原則反対する。

- (1) 目的、取引内容、株式交換比率、適切なデュー・デiligエンスの実施について明確かつ合理的な説明がない
- (2) 株主共同の利益や企業価値を毀損する恐れがある

10. 増減資・第三者への割当等の資本政策に関する議案

資本政策については、株主共同の利益や企業価値への影響等を踏まえ、総合的に判断する。

- (1) 減資については、合理的な理由がない場合もしくは株主共同の利益を毀損する場合は、原則反対する
- (2) 増資を含む第三者への割当については、割当価格が時価と比べ著しく有利な場合、株式の著しい希薄化が生じる場合、および割当対象者が不適切な場合は、原則反対する
- (3) 学術・福祉目的の財団や社会貢献目的の団体設立等の議案で、割当価格が時価と比べ著しく有利な第三者割当等の議案が付随している場合は、当該両議案に原則反対する

11. 自己株式の取得・消却に関する議案

自己株式の取得・消却は、株主共同の利益に資するとして、原則賛成する。ただし、財務状況、キャッシュフロー・流動性等から見て不適切な場合は、原則反対する。

12. 会計監査人の選任に関する議案

会計監査人の選任は、企業と会計監査人の馴れ合いによる不正会計リスクを軽減するものとして、原則賛成する。ただし、以下の場合は、合理的な理由がある場合を除き、原則反対する。

- (1) 会計監査人の独立性に重大な疑義がある
- (2) 監査方針に関し会社と対立したことによる不再任
- (3) 会計監査人の規模等に鑑み十分な監査が行われるか疑問が残る

13. その他の会社提案議案

株主共同の利益や企業価値への影響等を踏まえ、総合的に判断する。

14. 株主提案議案

株主共同の利益や企業価値への影響等を、過去の当該企業の実績等を踏まえながら、総合的に判断する。

- (1) 定款変更を要求する議案については、事業運営の制約となる可能性等を十分に考慮する
- (2) 気候変動や人権等、サステナビリティの情報開示、役員報酬や資本コスト等、ガバナンス強化に資する情報開示に関する株主提案については、求める開示内容、範囲、項目等が適切と判断できる場合は原則賛成する
- (3) 株主還元に関する議案については、株主提案、会社提案それぞれの資本政策の妥当性を十分に考慮する
- (4) 役員の選解任に関する議案については、株主提案、会社提案それぞれのガバナンス体制の適切性や各候補者の資質等を十分に考慮する

15. 利益相反管理に関する基準

「当社の株主会社等（三井住友フィナンシャルグループ、大和証券グループ本社、MS&ADインシュアランスグループホールディングス（三井住友海上火災保険持株会社）、以下同じ）の議案」、「当社の株主会社等の代表取締役もしくは代表取締役経験者が候補となっている議案」及び「当社の出身者が候補となっている議案」等に対し、外部の議決権行使助言会社の推奨を参照し、会社提案議案に関しては助言会社と当社ともに賛成判断の場合のみ賛成、株主提案議案に関しては助言会社と当社の少なくとも一方が賛成判断の場合は賛成として議決権行使を行う

以上

第4章 議決権行使判断基準（J-REIT）

1. 執行役員、監督役員、会計監査人の選任・解任

投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」）が投資法人を投資のための「器」と位置付けて外部委託スキームを採用し、執行役員の業務執行権限は外部委託先の選定、投資主総会の招集等に限定されていることから、執行役員の主な役割は資産運用会社等への委託業務の監視・監督となる。この視点に基づき、以下の方針で精査する。

（執行役員、および補欠執行役員の選任）

- （1）資産運用会社の役職員が執行役員の職務を兼任する場合は原則反対する
- （2）兼任していない場合
- ① 新任の場合は、資産運用会社等への委託業務の監視・監督の役割を担うに足る独立性（注5）、不動産関連業務のキャリア、社会的信用に関する行為等を精査の上、問題なければ原則賛成する。
- ② 再任の場合は、任期中の善管注意義務および忠実義務の欠落、または社会的信用に関する行為等により、外部委託先の運用その他の委託業務についてJ-REITの価値毀損に結び付く行為等を精査の上、問題なければ原則賛成する。ただし、当該投資法人での執行役員累積在任期間が長期にわたる場合は、執行役員としての独立性を欠くものとして、合理的に独立性が説明できなければ原則反対する。

（監督役員および補欠監督役員の選任）

- （3）新任の場合は、執行役員や資産運用会社等の監督の役割を担うに足る独立性（注5）・キャリア、社会的信用に関する行為等を精査の上、問題なければ原則賛成する。
- （4）再任の場合は、任期中の善管注意義務および忠実義務の欠落、社会的信用に関する行為等があった場合は、原則反対する。また、当該投資法人での監督役員累積在任期間が長期にわたる場合は、監督役員としての独立性を欠くものとして、合理的に独立性が説明できなければ原則反対する。

（会計監査人の選任）

- （5）新任の場合は、投資法人の会計監査の実効性と独立性を期待できる実績が認められる場合には原則賛成する。
- （6）再任の場合は、任期中に会計監査人として適正でない会計監査の実務が行われた場合、独立性に疑義がある場合、原則反対する。

（注5）当該「独立性」の精査プロセスにおいては、①取引関係の有無、②資産運用会社の株主会社等での在任歴、③兼職状況、などを確認の上、判断を行う。なお、再任の場合においても、当該「独立性」に関する精査は継続して行うものとする。

2. 規約の変更

- (1) 投信法の改正、税制改正、その他関係法制の改正に平仄を合わせる変更、投信法で認められている範囲内での変更であれば、原則賛成する。
- (2) 上記以外の規約の変更について、J-REITの価値を毀損する可能性が高い場合には原則反対する。

(資産運用報酬に関する変更、および新たな運用報酬体系の追加設定)

- (3) 資産運用報酬に関して、総額が増加する場合、中長期的なJ-REITの価値への影響を精査し、合理的であると認められない場合には原則反対する。

3. 解散

- (1) 解散事由を精査し、清算時における財産評価額や投資主への残余財産額、上場の継続性等を踏まえ、総合的に判断する。
- (2) 合併による解散の場合、下記5「合併の承認等」の内容および中長期的な視点を踏まえ、解散する場合のメリット・デメリットについて、総合的に判断する。

4. 不動産運用会社との資産運用委託契約の締結の承認・解約

- (1) 新たな資産運用会社との契約を承認する場合、その委託先のスポンサーも含めた運用体制やガバナンス体制の状況、および中長期的なJ-REITの価値への影響を踏まえ、総合的に判断する。
- (2) 資産運用委託契約の解約について、解約となる背景を勘案し、契約解約によるメリット・デメリット、新たな資産運用会社との契約締結によるメリット・デメリットについて、総合的に判断する。

5. 合併の承認等

- (1) 短期的な合併効果だけでなく、中長期的なJ-REITの価値への影響を踏まえ総合的に判断する。また、判断の上では、合併比率、合併後の1口当たり分配金や負債比率等の業績や財務指標に留意する。
- (2) 合併の背景を勘案し、合併によるメリット・デメリットについて総合的に判断する。

以上

【重要な注意事項】

- 本資料に記載されている調査・分析等は当社のリサーチの一部をご紹介するために作成されたものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 本資料に記載されているリターン及びリスクは、過去のデータ及び当社の現時点の経済見通し等に基づいて算出したものであり、将来のリターンやリスク等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているシミュレーション等、実際のファンド以外の収益率データ等には、実際の運用に必要な報酬、取引手数料、リバランス・コスト等が反映されておりません。
- 本資料に記載されている運用商品・手法等は、将来の運用成果又は元本を保証するものではなく、投資により損失が発生する可能性があります。そして、損失を含めた全ての運用成果はお客さまに帰属することになります。
- 本資料に記載されている市場の見通し等は、本資料作成時点での見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。また、当社の投資方針に反映されない場合又は将来予告なしに変更する場合があります。
- 本資料に記載されている第三者による評価等は、過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているベンチマークインデックスの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。
- 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその完全性・正確性に関する責任を負いません。
- 本資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

作成基準：2024年12月

議決権行使判断基準

2025年1月改定の概要と各基準に関する説明

2024年12月18日

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。



■ 2025年1月改定の概要	02
■ 議決権行使基準 各ガイドラインの説明	10
・ 剰余金処分に関する基準	14
・ 取締役の選解任に関する基準	15
・ 定量基準（TSR、ROE、業績、配当）	16
・ 政策保有株式に関する基準	19
・ 取締役会構成に関する基準	20
・ 女性取締役の選任に関する基準	24
・ 社会的信用に関する基準（不正不祥事）	25
・ サステナビリティに関する基準（ 気候変動 、 自然資本 、 人権 ）	26
・ 監査役会構成に関する基準	30
・ 社外役員に関する基準（ 活動基準 、 独立性基準 ）	31
・ 役員報酬に関する基準	33
・ 退職慰労金に関する基準	34
・ 買収防衛策に関する基準	35
・ 定款変更に関する基準	36
・ 株主提案議案の議決権行使プロセス	38
■ ライブラリ・責任投資推進室窓口	39

2025年1月改定の概要

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 2025年1月以降、議決権行使基準・対話プロセスを以下のとおり改定します

1

サステナビリティに関する基準として、以下の点を強化します

(1) 自然資本に関する取り組みについての対話の積極化

三井住友DSアセットマネジメント株式会社（以下、「三井住友DS」）は、2024年1月に自然関連財務情報開示タスクフォース（以下、TNFD）に賛同し、従来の気候変動開示と自然資本開示を統合して「環境に関する情報開示」としました（※1）。この度の改定では、三井住友DSが特に重要と判断する投資先のうち、自然資本に関する依存や影響の度合いを踏まえた上で、総会前対話を通じ、自然資本に関する情報開示の方向性を確認し、議決権行使に反映させます。

(2) TCFDに準拠した開示のさらなる精査

三井住友DSは、従来よりTCFDに準拠した開示状況を勘案し、議決権行使に反映させてきました。この度の改定では、情報開示の範囲の妥当性に加え、環境マネジメントの妥当性についても精査していきます。

2

政策保有株式に関する基準において純投資への振り替えも慎重に判断します

2015年の日本版コーポレートガバナンス・コードの策定、2019年の有価証券報告書における開示の強化等を背景に、企業の政策保有株式は縮減傾向にあります。しかし、一部の投資・運用事業を営んでいない企業においても、純投資目的への再分類が見受けられます。政策保有株式の縮減は、資本効率性を改善させ、株主価値の最大化に資することが重要であると考えます。したがって、資本効率性に重大な課題を抱える企業において、実質的な政策保有株式の縮減とはいえないと判断した場合は、純投資に振り替えられた株式を政策保有株式とみなして判断します。

※1：三井住友DS 2024年環境に関する情報開示

- 三井住友DSは従来より気候変動に関する企業の情報開示や取組状況を議決権行使に反映させてきましたが、近年は自然資本・生物多様性と統合的に取り組んでいく必要性が高まっています



企業のTNFDに準拠した開示を促します

今回の議決権行使基準改定に伴い、三井住友DSは一部の重要な投資先企業に対し、TNFDに準拠した開示を促す方針です。

投資先企業におけるTNFDに準拠した開示の有無、TNFD賛同表明の有無、そのほか自然資本・生物多様性に関する取り組みや情報開示の状況について、対話を通じて精査し、必要があると判断した場合は取締役選任議案への反対を検討します。

企業の対応状況を継続的に評価します

2025年1月以降の議決権行使において、三井住友DSはまずTNFDに準拠した自然資本・生物多様性に関する情報開示への投資先企業の姿勢（TNFD賛同等）を評価します。

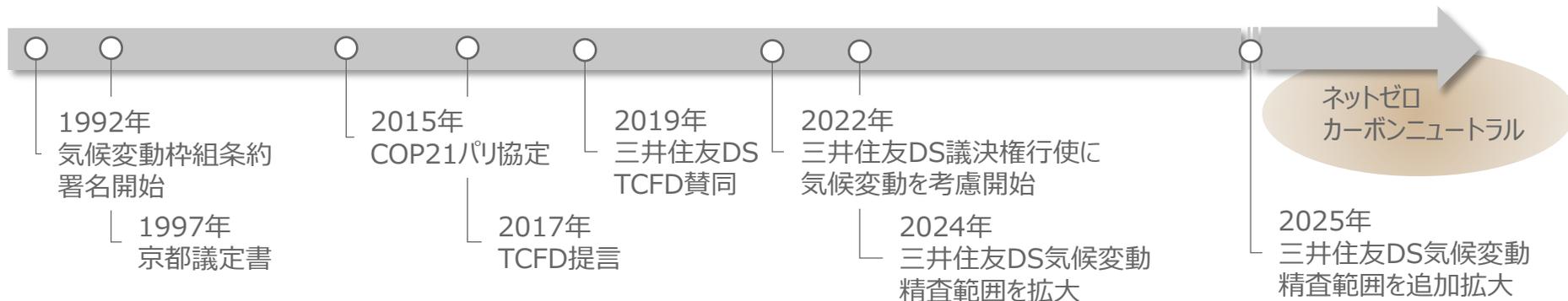
2026年以降の議決権行使基準・対話プロセスでは、①TNFD開示の有無、②開示範囲の十分性、③マネジメントの妥当性、④目標や取り組みの評価等も行うべきか、検討していきます。

出所：https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/treaty/about_treaty.html、TNFD提言

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

- 2017年にTCFD提言が公表され、2023年にはISSBよりサステナビリティ関連財務開示としてS1、気候関連開示としてS2が発表されました。日本国内でもTCFDに準拠した4本柱の開示が一般的となりましたが、TCFDが推奨する11項目すべてを開示している企業は限定的です（※2）

気候変動に関する基準はこちらを参照してください



情報開示の範囲の妥当性を精査します

三井住友DSは、事業や企業規模等を勘案しながら、GHG排出量の開示範囲を精査します。

例えば、GHG排出量のうちScope 1 もしくは 2 は、連結範囲の大部分を対象としていることが望ましいといえます。Scope 3 に関しては、少なくとも最もGHG排出量が多いと推測されるカテゴリーの開示を推奨しています。

環境マネジメントの妥当性を精査します

三井住友DSは、事業や企業規模等を勘案しながら、開示が望ましいTCFD項目の開示状況と内容を精査します。

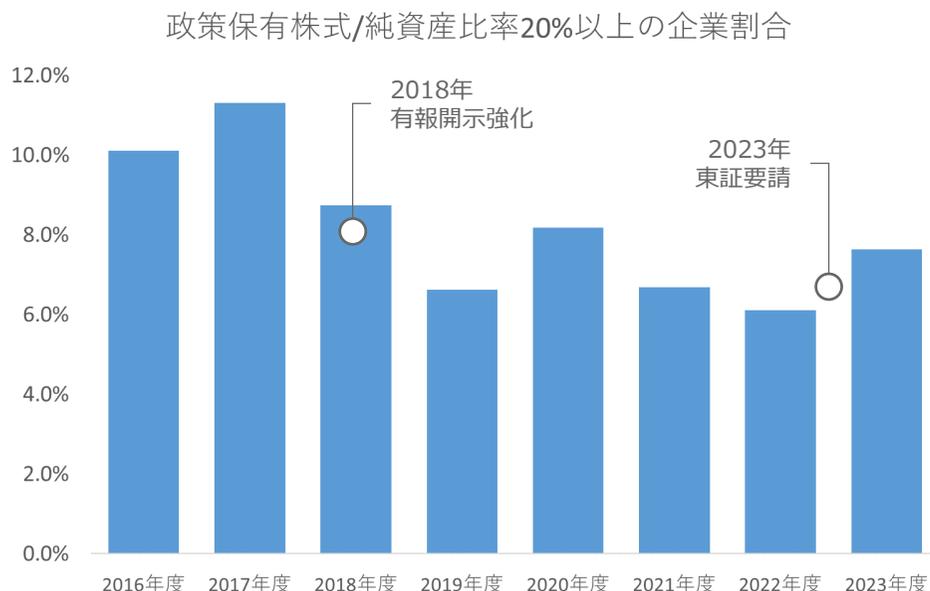
例えば、取締役会や経営層への報告プロセス、リスク管理に関するプロセス、シナリオ分析に基づく財務的な影響の開示状況、気候関連の目標が、投資先企業の事業上の特性や現状等を踏まえて、十分かつ妥当であるかを、対話を通じて確認します。

※2：東証によれば全クライテリア27種類を開示しているのは15社、IFRS財団によれば全11項目を報告しているのは企業の2-3%です。 ※出所：<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop/>

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 政策保有株式の縮減に向けた企業の取り組みが進む一方で、一部の企業では政策保有株式を純投資へ区分変更し、実質的には政策保有株式の継続保有と懸念されるケースがみられます。三井住友DSは政策保有株式が抱える根本的な課題の解決に向け、投資先企業の実態把握に努めます

政策保有株式に関する基準はこちらを参照してください



※Quick Astra Managerより三井住友DS作成、有効なデータが取得できる企業を対象に、政策保有株式は時価ベースの金額を使用

政策保有株式が抱える課題

- 1) 保有先企業の安定株主化
- 2) 特定株主に対する利益供与
- 3) 資本政策の非効率化

純投資への区分変更はこれらの課題を解決しないと考えます

- ✓ 対話を通じて、区分変更後の議決権行使基準、売却までの想定期間、具体的な資本効率性改善策等を確認します
- ✓ 実質的に政策保有株式の継続保有であると判断される場合は、純投資に振り替えられた株式を政策保有株式とみなして判断します

女性取締役に関する基準

多様性に関する基準は
こちらを参照してください

女性取締役比率に関する基準を、2030年30%に向けて、以下のとおり厳格化することを予定しています。

2025年1月以降：現状維持（プライム上場企業10%以上）

2026年1月以降：全上場企業10%以上

2027年1月以降：プライム上場企業20%以上

（プライム以外に上場している企業に対しては1-2年程度の猶予期間を設ける予定です）

政策保有株式に関する基準

政策保有株式に関する基準は
こちらを参照してください

政策保有株式の対純資産比率に関する比率を、将来的なゼロ保有を促すために、以下のとおり厳格化することを予定しています。

2025年1月以降：現状維持（対純資産20%未満）

2030年度まで：対純資産10%未満（2030年度までのいずれかのタイミングで基準を厳格化する予定です）

※ 三井住友DSは、最終的に保有ゼロの状況を推奨します

人権の取り組み状況に関する基準

人権に関する基準は
こちらを参照してください

人権の取り組み状況に関する基準について、以下のとおり対話を通じて確認する内容を厳格化していく予定です。

2025年1月以降：国際的な基準に基づいた人権方針・宣言の策定の有無

2026年1月以降：人権デューデリジェンス体制の状況

2028年1月以降：これらの情報開示の状況

※3：これらの方針は、今後の三井住友DS議決権行使基準の検討状況により変更される可能性があります。

- 当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

自然資本・生物多様性に関する基準

自然資本に関する基準は
こちらを参照してください

三井住友DSは、2030年のネイチャー・ポジティブ、2050年のフル・リカバリーに向けて、投資先企業に対し、TNFDに準拠した開示の有無だけでなく、将来的には開示範囲、指標や目標、マネジメントの実態や妥当性を評価していく方針です。

気候変動に関する基準

気候変動に関する基準は
こちらを参照してください

三井住友DSは、2050年のカーボン・ニュートラル達成に向け、より望ましい開示範囲や目標の水準感、企業の取り組みがどのようなものであるかを検討し、必要に応じて議決権行使判断へ反映させていきます。

社外取締役比率

社外比率に関する基準は
こちらを参照してください

現在、三井住友DSの議決権行使基準では、一定以上の大株主が存在する場合を除き、プライム上場企業に対して社外取締役比率3分の1を閾値としています。足元ではモニタリング・ボードとしての機能発揮が期待される監査等委員会設置会社へ移行する企業が増加しています。三井住友DSではモニタリング・ボードが実効的に機能するためには、社外取締役がボードの過半を占めることが望ましいと考えており、投資先企業の状況や、コーポレートガバナンス・コードの改訂内容等を考慮の上、当該比率の引き上げも視野に検討していきます。

買収防衛策導入企業への対応

買収防衛策に関する基準は
こちらを参照してください

買収防衛策の導入企業数は年々減少傾向にあります。一部の投資先企業では依然として継続導入されています。投資先企業において、買収防衛策の是非が適切に議論、検討されるためには、より高度かつ実効的なガバナンス体制が必要です。そうした状況を踏まえ、買収防衛策導入企業においては、買収防衛策議案だけでなく、取締役選任議案等においてもより厳格な基準を導入すべきか、検討していきます。

- J-REITの執行役員および監督役員に関する独立性の基準を明確化します。
- また、三井住友DSは、J-REITに関して、より詳細な決議結果（個別議案の賛成率等）の開示を求めます。

執行役員、監督役員の独立性について考慮する事項

- （１）執行役員の場合は、資産運用会社の役職員との兼務状況
- （２）取引関係の有無
- （３）資産運用会社の株主会社等での在任歴
- （４）兼職状況

議決権行使基準 各ガイドラインの説明

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 三井住友DSの議決権行使判断基準は主に“2つの視点”で構成されます

1

結果責任検証に関する視点

▶ 基準に抵触する場合は、至った経緯・背景を重視し、企業の対応策を考慮する際は過去からの変化が十分であることを検討します

定量基準

- ROE基準、業績基準、TSR基準
- 剰余金処分に関する基準

役員の適格性

- 取締役会／監査等委員会／監査役会の出席率

社会的信用に関する基準

- 不正・不祥事、不適切行為
- ESGに関する企業の不適切行為

2

将来の価値向上もしくは毀損回避に関する視点

▶ 基準に抵触する場合は、将来の企業価値に関する課題認識やリスク管理、それに基づく対応方針等を考慮します

ガバナンス体制、取締役会の構成

- 社外役員比率、社内役員・社外役員の増減
- 女性取締役比率
- 会計監査人

役員の適格性

- 社外役員の独立性
- 社外役員の兼職数

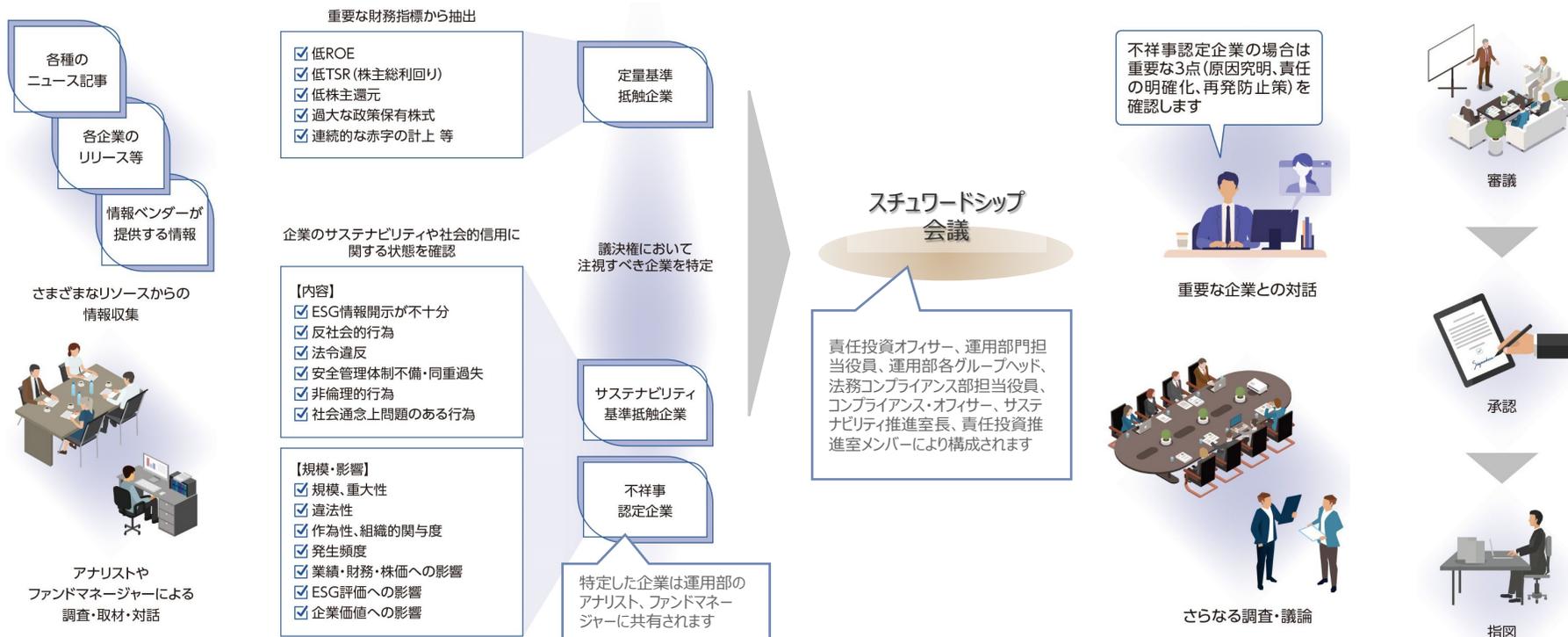
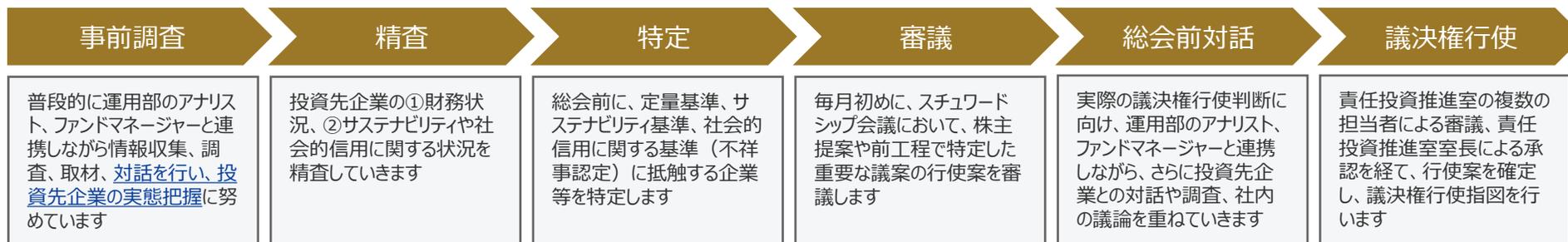
役員報酬

サステナビリティに関する基準

- 気候変動、自然資本・生物多様性、人権

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

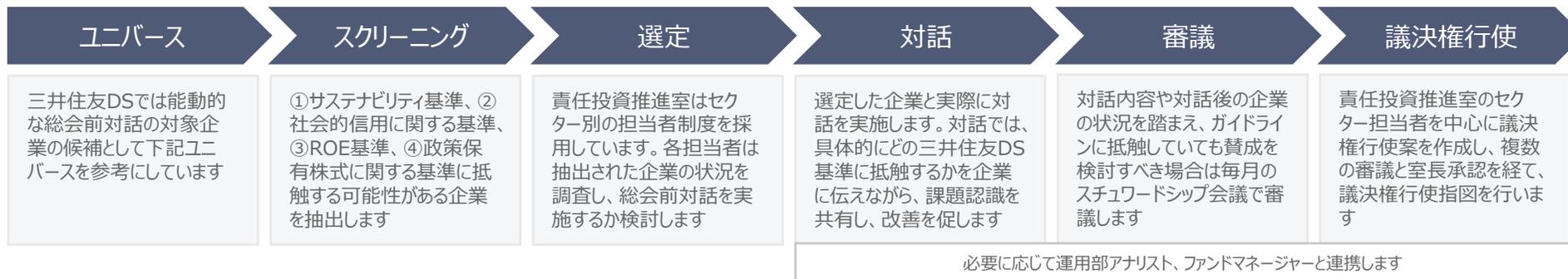
三井住友DSの議決権行使フローチャート



三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

三井住友DSの株主総会に向けた対話プロセス



三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 抵触する水準

- 株主総還元性向が 30%程度 より低い
- 内部留保過剰等キャッシュリッチの状況下で株主総還元性向が 50%程度 より低い

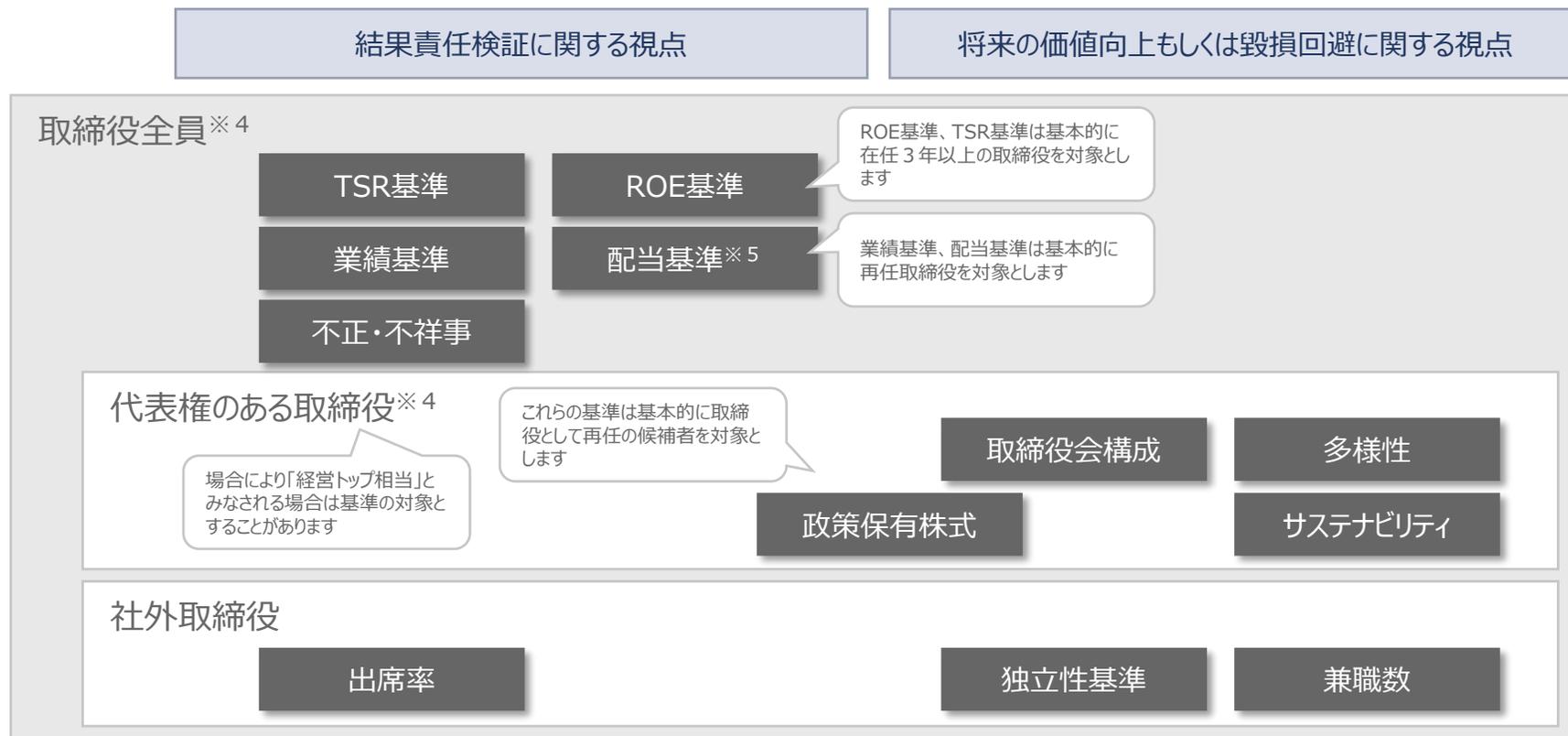
■ 「キャッシュリッチ」の状況とは、下記2点の両方に該当する企業を指します

- ネットキャッシュ（現預金・有価証券－有利子負債）の対総資産比率が30%以上
- ネットキャッシュ（現預金・有価証券－有利子負債）の対月商比率が5カ月以上

- ✓ **総還元性向の水準を30%としている理由について**
⇒ 三井住友DSは、株主として、配当にまわされない内部留保の有効な活用が明確である場合を除き（例：投資を優先するフェーズにある等）、企業は適切な水準の株主還元を行うことが望ましいと考えます。現在の総還元性向30%という水準は、株主として最低限上回ってほしいと考える水準です。ただし、財務状況を踏まえ過剰配当である場合や赤字配当の場合等は、個別に配当余力を確認し、判断します。
- ✓ **キャッシュリッチと判断した企業に対し、総還元性向50%を求める背景**
⇒ 企業が過剰な現預金等を抱えている場合、資本収益性の改善をより強く促すため、総還元性向の目安も50%と厳格に設定しています。議決権行使においては、企業の置かれている環境のほか、現預金の有効な使途、適切な手元資金の水準、資本コストとそれを上回るROEの達成に向けた施策等に関する情報開示について確認し、各企業の実態に則して判断します。
- ✓ **配当基準に抵触している場合でも、賛成を検討するケース**
⇒ 個社や業界の環境を勘案して内部留保の確保が適切であると判断される場合（例：財務健全性、天災・パンデミック等）や、内部留保の有効な活用が期待される場合（例：高いROEや有効な投資計画が期待される場合等）は、賛成を検討することがあります。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

■ 取締役の選解任に関しては複数の基準を設けており、各基準により視点と対象とする候補者が異なります



※4：場合により、対象とする取締役の範囲を変更することがあります

※5：剰余金処分が取締役会授權されている場合は、取締役選任議案において配当基準を適用します

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

- 定量基準はそれぞれ一定期間以上在任している取締役を対象としています
- 三井住友DSは社内・社外に関わらず、すべての取締役が等しく、これら企業実績の責任を負うものと考えます

各定量基準の抵触水準	対象となる取締役の在任期間
TSR基準 TSR（株主総利回り）が決算期末から過去3年間のTSRが配当込TOPIXおよび東証33業種別下位5%を下回っている	3年以上
ROE基準 ROE（自己資本利益率）が3期連続で8%未満かつ市場平均（中央値）を下回っている 【ご参考】2025年1月時点の目安：2期前 7%⇒1期前 7%⇒直近期 7%	3年以上
業績基準 当期純利益が2期以上連続で赤字となっている	1年／再任
配当基準 株主総還元性向が30%程度より低い。内部留保過剰等キャッシュリッチの状況下で株主総還元性向が50%程度より低い（詳細は こちら を参照してください）	1年／再任

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

各基準の導入背景は
次ページで説明しています

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 各定量基準を採用している背景は以下のとおりです

TSR基準

TSR（Total Shareholder Return: 株主総利回り）は、キャピタルゲインと配当を株価で除し、投資リターンを表した指標です。三井住友DSは、上場企業の経営者に投資リターンを意識させることを目的にTSR基準を採用しています。ただし、短期的な株価引き上げに向けて偏った経営判断を行うリスクについては引き続き慎重に検討していきます。

ROE基準

ROE（Return On Equity: 自己資本利益率）は、株主資本に対するリターンを表しており、議決権を有する株主にとって重要な指標の1つといえます。三井住友DSは、過去3年間連続でROEが市場平均（中央値）を下回る場合、取締役が十分な経営責任を全うできていない可能性を懸念します。ただし、急激な環境変化や特別な個別の理由がある場合は議決権行使において考慮します。

業績基準

経営者にとって、株主への還元や企業に対する評価を確保することは重要な責務であり、可能な限り連続的な当期純利益の赤字は回避すべきといえます。三井住友DSでは、企業が連続的な当期純利益の赤字に陥った場合、取締役にその責任を問うべきと考えます。ただし、一時的かつ回避困難な要因がある場合や、将来の成長余地が明らかである場合等は、議決権行使において考慮します。

配当基準

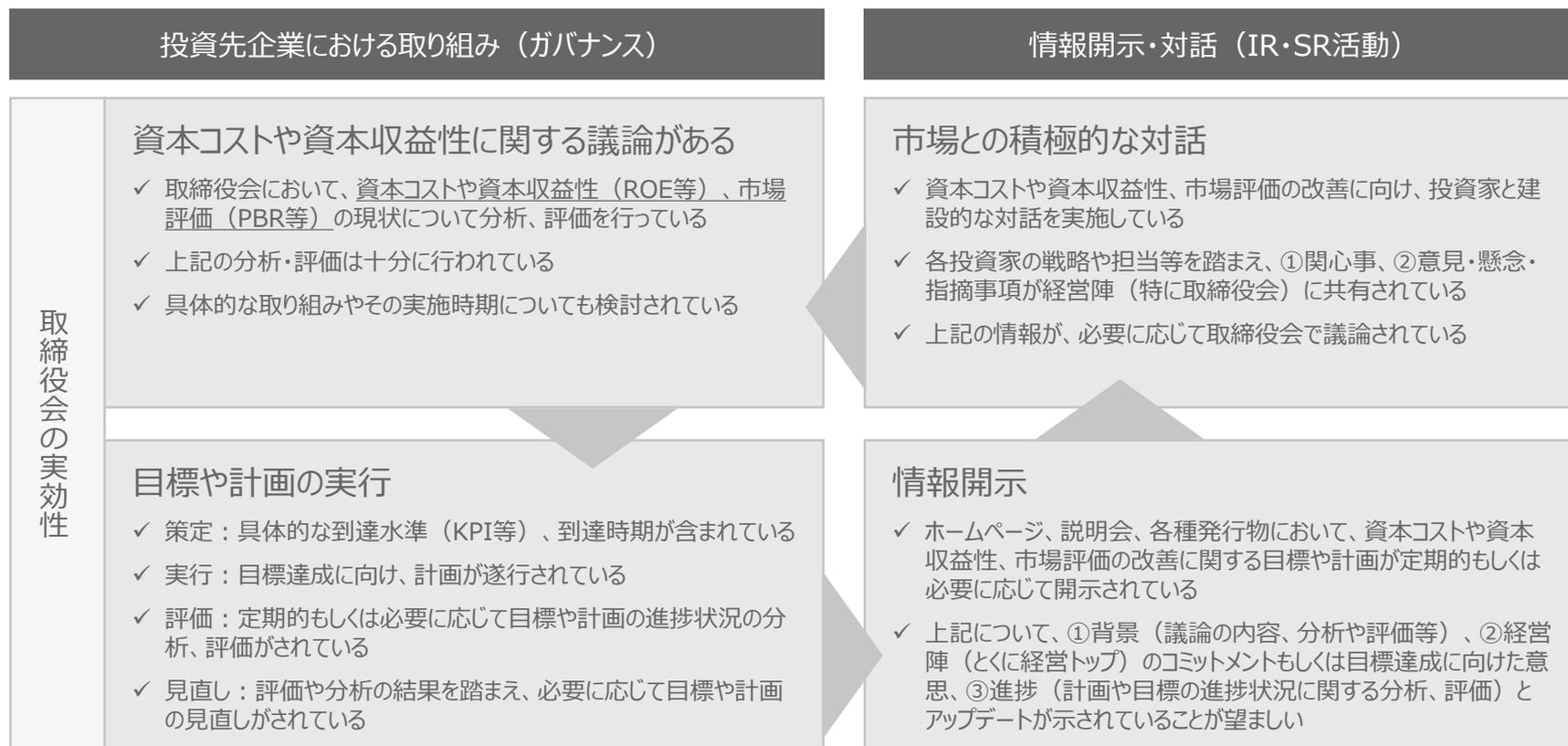
三井住友DSは、株主として、配当にまわされない内部留保の有効な活用が明確である場合を除き（例：投資を優先するフェーズにある等）、適切な水準の株主還元が望ましいと考えます。現在の総還元性向30%という水準は、株主として最低限上回ってほしいと考える水準です。ただし、財務状況を踏まえ過剰配当である場合や赤字配当の場合等は、個別に配当余力を確認し、判断します。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

定量基準に抵触した場合に考慮する
事項は次ページで説明しています

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 定量基準（TSR、ROE、業績、配当）に抵触する場合であっても、情報開示や対話内容を通じて、許容を検討することがあります



参考：東証「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20230331-01.html>

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

- 政策保有株式（上場株式のみ）を純資産比率 20%程度以上 保有している場合は、代表取締役の選任議案に対し、反対を検討します
 - 基本的には、審議時に確認できる直近の有価証券報告書 貸借対照表計上額を参照します
 - 実質的な政策保有株式の縮減とはいえないと判断した場合は、純投資振替分を政策保有株式とみなして判断します **新基準**
 - 招集通知等の情報開示において、直近年度の数値や縮減方針が確認できる場合は、その内容を踏まえて判断します

政策保有株式に関する主な課題

保有先企業の安定株主化

取引先を安定株主化することより、ガバナンスや資本政策における規律の緩みが懸念されます。これは、経営支配目的や資本提携等とは異なる関係を前提としています。

特定株主に対する利益供与

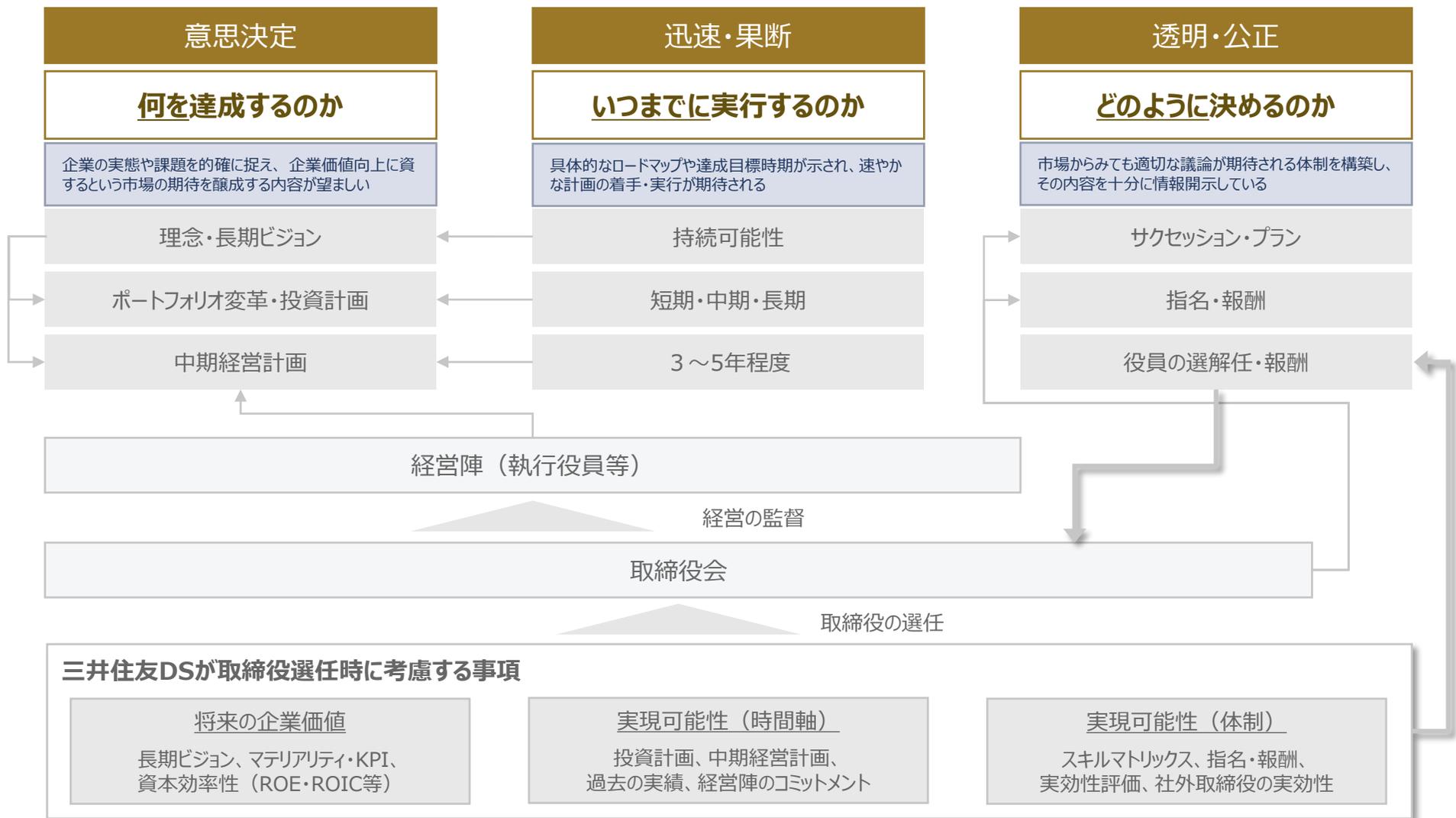
保有目的が「取引関係の維持・向上」とされる場合があります。しかし、投資家としては、株式の保有によらない、適切な契約や相互の信頼関係に基づく誠実な取引関係の構築が望ましいと考えます。

資本政策の非効率化

政策保有株式はバランスシート上のリスク性資産ですが、保有を継続すること以外の活用が難しく、資本政策の非効率化を招くことが懸念されます。

出所：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/、https://www.iicf.jp/pdf/jp/pdf_jp_20200909.pdf?20200909

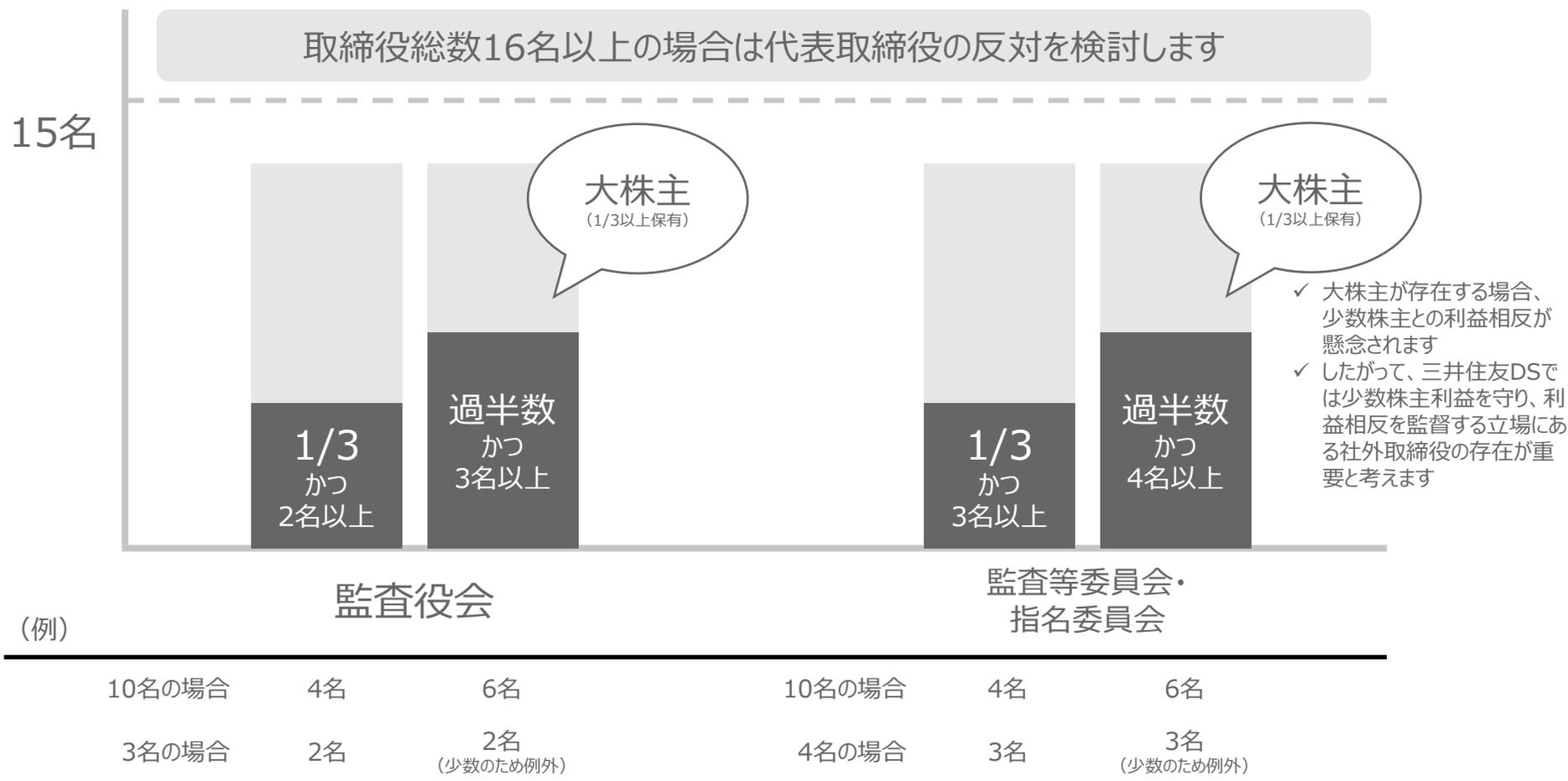
取締役会の実効性に関する考え方



参考： <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/nlsgeu000005lnul.pdf>

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 独立性のある社外取締役の比率を下記のとおり求めます

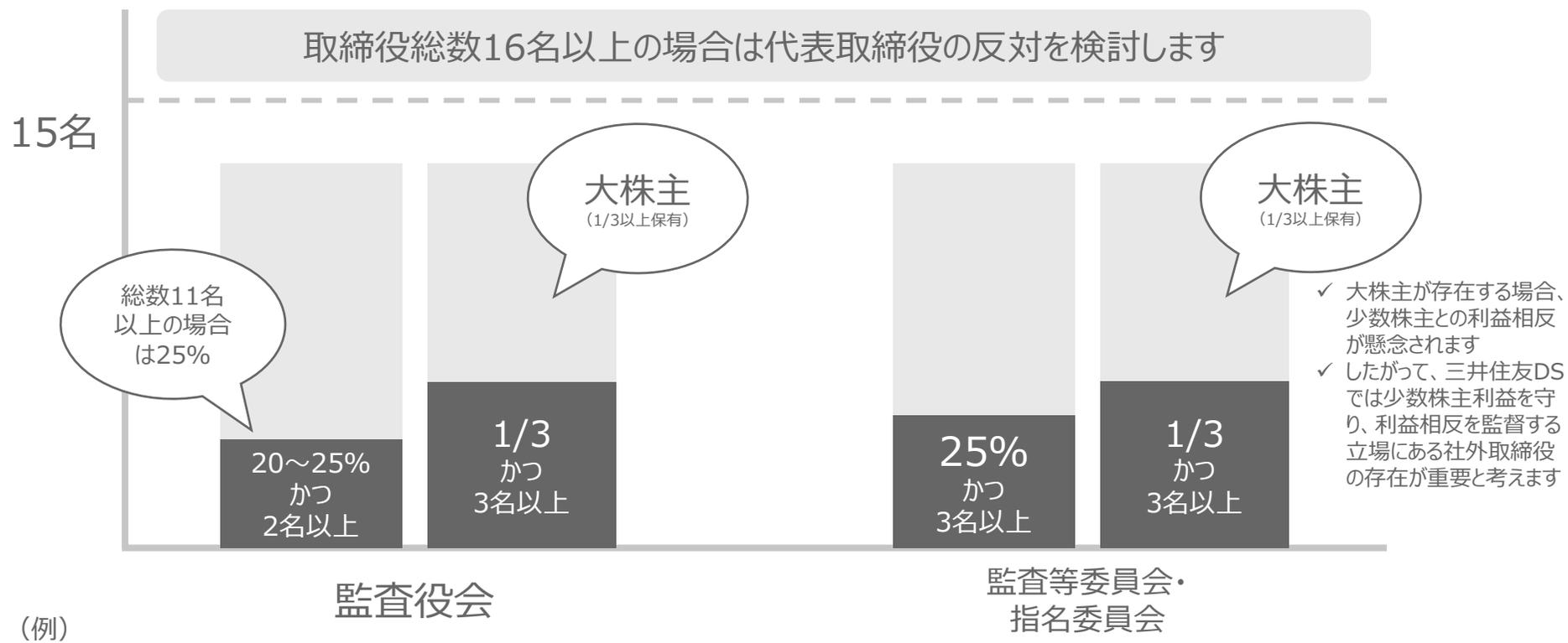


- ✓ 大株主が存在する場合、少数株主との利益相反が懸念されます
- ✓ したがって、三井住友DSでは少数株主利益を守り、利益相反を監督する立場にある社外取締役の存在が重要と考えます

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 独立性のある社外取締役の比率を下記のとおり求めます



- ✓ 大株主が存在する場合、少数株主との利益相反が懸念されます
- ✓ したがって、三井住友DSでは少数株主利益を守り、利益相反を監督する立場にある社外取締役の存在が重要と考えます

10名の場合	2名	4名	10名の場合	3名	4名
3名の場合	2名	2名 (少数のため例外)	4名の場合	2名 (少数のため例外)	2名 (少数のため例外)

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

- 下記に該当する取締役人数の変化があった場合、代表取締役への反対を検討します
 - 社内取締役の増員
 - 社外取締役の減員
 - 監査等委員の減員 もしくは 社外監査等委員の減員
- 上記のような員数の変化を伴う場合でも、合理的な理由があると判断される際は、情報開示や対話を踏まえ、考慮します
 - 新規事業やグループ、業容の拡大を伴う場合
 - ガバナンス体制の大規模な変革や見直し、多様性の向上がみられる場合 等

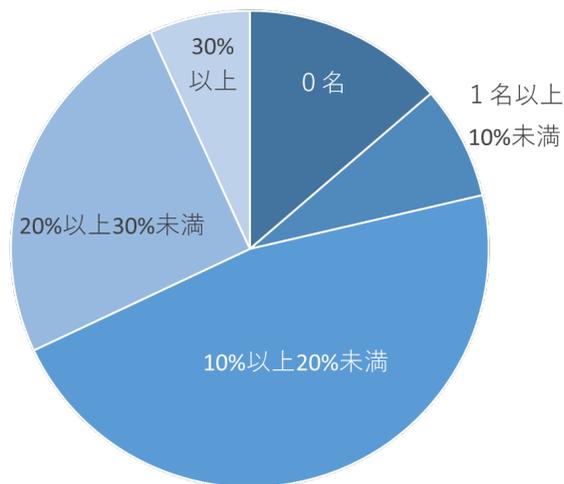
社外取締役の独立性、出席率は
こちらで説明しています

- ✓ **取締役総数が16名以上の場合に反対を検討する理由**
⇒ 取締役会の機能は「意思決定」「監督」にあり、いずれも機動性、迅速性が求められます。とくに指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、執行役員制度等、執行と監督の分離を進めている企業においては、業容や機関設計等に関わらず、実効性のある適切な規模の取締役人数を十分に検討すべきと考えます。
- ✓ **社内取締役の増員が望ましくないと考える背景**
⇒ 取締役総数の増員により迅速かつ機動的な意思決定や監督機能が損なわれる可能性が懸念されること、また株主共同利益を代弁する立場である社外取締役の占める比率が低下すること等が懸念されるためです。ただし、社内取締役増員後の構成（取締役総数や社外取締役比率、多様性等）を総合的に勘案し、ガバナンスの改善が期待される場合は賛成を検討します。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- プライム上場企業においては、女性取締役の比率が 10%未満 の場合、代表取締役の再任に対し反対を検討します
 - 2026年1月以降、全市場の上場企業に対し女性取締役比率10%以上を求める予定です

女性取締役比率の構成



※ 三井住友DSが2024年4月～6月に議決権を行使した定時総会開催企業を対象にガバナンス・ビジョン社のデータから作成

いわゆるクリティカルマス（連続的変化をつくり出す臨界点）である30%を達成している企業は全体の10%にも満たない状況です（2024年時点、上記図表参照）

取締役会のジェンダーダイバーシティの重要性

イノベーション

- ✓ 従来は男性が多く占めていた取締役会においてジェンダーダイバーシティが進むことで、多様な知識、経験、価値観による多面的な議論を通じ、課題解決力の向上が期待されます
- ✓ 女性を含む多様な人材が能力を発揮できる取締役会の在り方を追求することで、意思決定プロセスの効率化や創造性の向上がもたらされる可能性があります

レピュテーション

- ✓ 女性取締役の活躍を通じて、市場等からの評価が高まり、優秀な人材の獲得に寄与する可能性があります

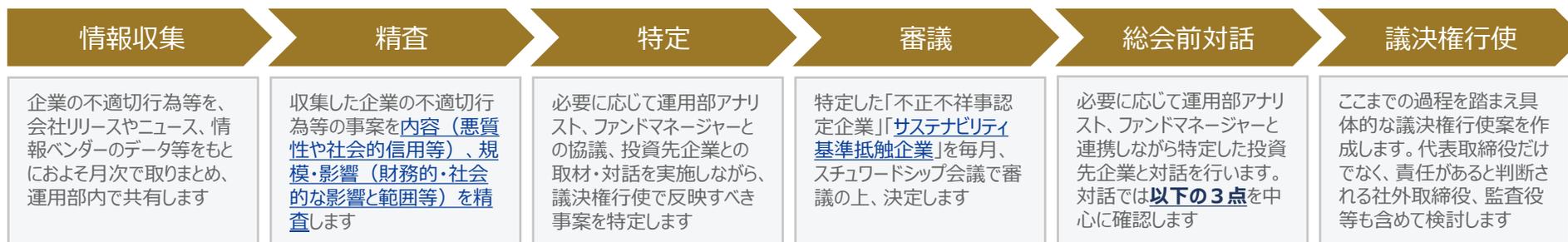
企業風土の醸成

- ✓ 女性取締役の活躍を通じて、様々な人材が自身の能力を発揮できる職場環境が整備されます。昨今の人材不足の状況下において、女性の離職を最小限にとどめることは企業価値にとっても重要な要素といえます

参考：<https://30percentclub.org/chapters/japan-2/>

- およそ月次で各種リソースから企業の不適切行為等の情報を収集し、「内容」「規模」「影響」の度合いから、「不正不祥事認定企業」「サステナビリティ基準抵触企業」を、スチュワードシップ会議で審議し、決定します

議決権行使フローチャートはこちらでも説明しています



社会的信用に関する基準に抵触した場合の確認事項

☑ 原因の究明

徹底した原因の究明が行われ、プレスリリース、調査報告書、説明会等において、原因に関する十分な説明がされたかを確認します。その際、問題の重大性、深刻度のほか、調査・分析の十分性、客観性、的確性、専門性、妥当性等も考慮します。

☑ 責任の明確化

責任の所在および処遇が明確化され、適切に情報開示されているかを確認します。責任があると特定された役職員、またその処遇の十分性、妥当性についても考慮します。

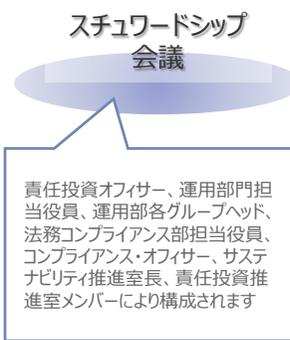
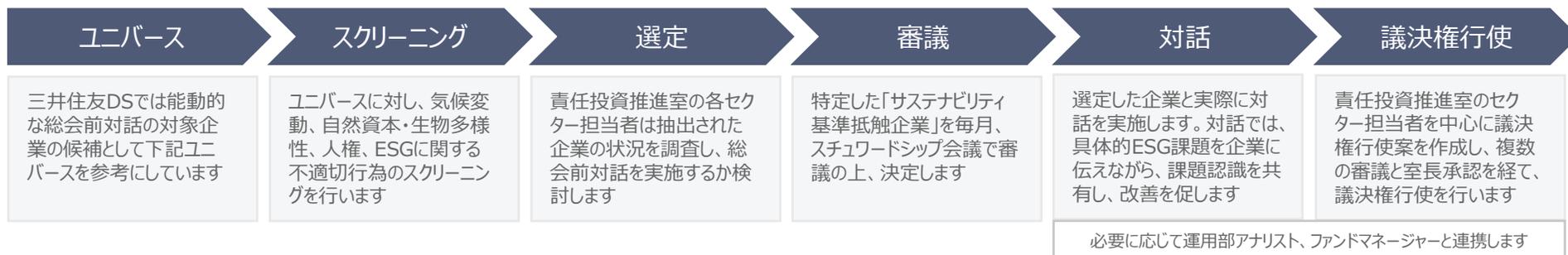
☑ 再発防止策

再発防止策が開示され、その内容も実効性を伴っているかを確認します。また、その後も継続的に再発防止策の進捗度、浸透度合い等をみていきます。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 三井住友DSは一部の重要な投資先企業に対し、ESG・サステナビリティに関する情報開示や取り組み状況を議決権行使に反映させるプロセスを導入しています



三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 三井住友DSは一部の重要な投資先企業に対し、TCFDに準拠した開示の改善を促すためのプロセスを導入しています

対象となる企業のユニバーサルは前ページを参照してください

Step 1) CDP回答状況を参考に、スクリーニングを実施

1. 直近のCDP回答状況を参考に、企業を抽出します

- ① TOPIX100：直近のCDPIにおける気候変動スコアが「C」以下
- ② 上記以外：直近のCDPにおける気候変動スコアが「D」以下

CDPの気候変動スコアはスクリーニングのみ活用します。実際に当該プロセスの対象とすべきどうかは、責任投資推進室の各セクター担当者が調査の上で判断します

2. 責任投資推進室の各セクター担当者は抽出された企業を対象に実際のTCFDに準拠した情報開示の状況を確認し、「サステナビリティ基準抵触企業」を選定します。TCFDに準拠した情報開示がされている場合でも、以下の点が十分に開示されていない場合は対象となることがあります

- ① 情報開示の範囲の妥当性
(例：Scope1・2排出量は連結範囲の大部分を開示している、Scope3は最も排出量が多いカテゴリーを開示している、等)
- ② 環境マネジメントの妥当性
(例：気候変動に関するリスクと機会が特定されている、これを踏まえて企業価値の最大化・企業価値毀損リスクの低減に向けた対応が策定されている等)

3. 「サステナビリティ基準抵触企業」は毎月開催されるスチュワードシップ会議で審議の上、決定されます

具体的な評価のポイントはセクターや個別企業の特性や状況に応じて判断します

Step 2) 「サステナビリティ基準抵触企業」と総会前対話を実施

1. 責任投資推進室の各セクター担当者は対話を通じて、選定プロセスで特定した個別企業の課題を共有し、改善を促します
2. 次の定時株主総会までの企業の対応状況を確認し、その改善度合いに応じて、議決権行使に反映させるかどうかを判断します

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/
三井住友DS環境に関する情報開示：<https://www.smd-am.co.jp/corporate/vision/fiduciary/03/>

■ 三井住友DSは一部の重要な投資先企業に対し、TNFDに準拠した開示の改善を促すためのプロセスを導入しています

対象となる企業のユニバーズはこちらを参照してください

2025年は、投資先企業に自然資本・生物多様性に関する情報開示の重要性を認識頂くことを重視します

- ✓ CDPにおいて「水」質問書への回答が求められている重要な投資先企業の自然資本・生物多様性に関する情報開示の状況を確認します
- ✓ 三井住友DSは運用会社としての自然資本リスクの管理を模索し続けます。今後、当プロセスの対象範囲や評価水準の見直しを行ってまいります

Step 1) CDP回答状況を参考に、スクリーニングを実施

1. 直近のCDP回答状況を参考に、企業を抽出します
 - 目安：直近のCDPにおける水スコアが「F」以下
2. 責任投資推進室の各セクター担当者は抽出された企業を対象に実際のTNFDに準拠した開示の状況を確認します。主に以下の点を確認し、「サステナビリティ基準抵触企業」を選定します
 - ① TNFD賛同表明の有無
 - ② TNFDに準拠した情報開示の有無
3. 「サステナビリティ基準抵触企業」は毎月開催されるスチュワードシップ会議で審議の上、決定されます

CDPの水スコアはスクリーニングのみ活用します。実際に当該プロセスの対象とすべきかどうかは、責任投資推進室の各セクター担当者が調査の上で判断します

Step 2) 「サステナビリティ基準抵触企業」と総会前対話を実施

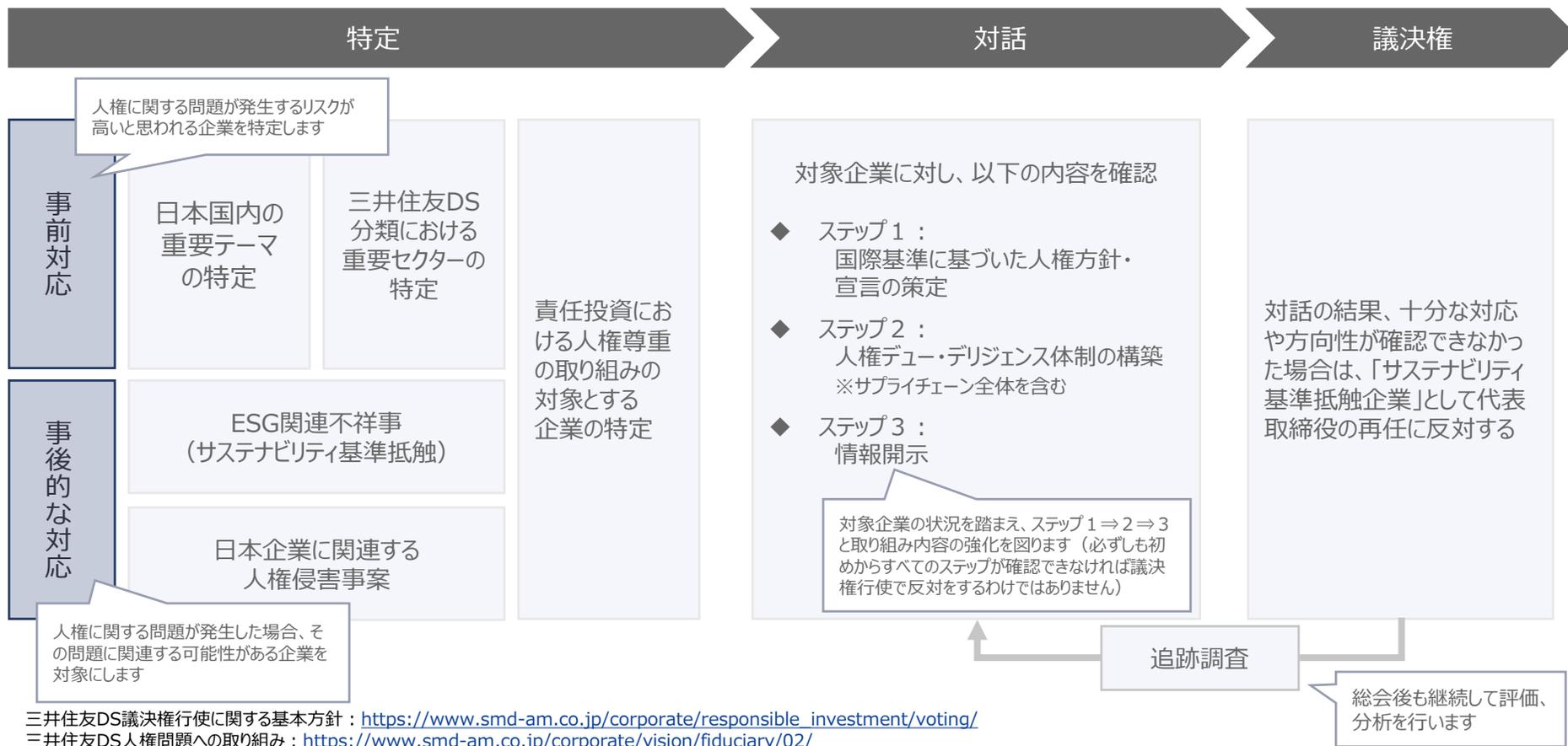
1. 責任投資推進室の各セクター担当者は対話を通じて、選定プロセスで特定した個別企業の課題を共有し、改善を促します
2. 次の定時株主総会までの企業の対応状況を確認し、その改善度合いに応じて、議決権行使に反映させるかどうかを判断します

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

三井住友DS環境に関する情報開示：<https://www.smd-am.co.jp/corporate/vision/fiduciary/03/>

■ リスク評価による「事前対応」、発生してしまった問題に対する「事後的な対応」の2経路で対応します

対象となる企業のユニバーサリティをこちらを参照してください



・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

- 下記の場合は、再任監査役の選任に反対を検討します
 - 独立社外監査役が 2名未満 である場合
(独立性は取引所への独立役員届出書の有無を参照します)
 - 監査役 もしくは 社外監査役の 減員 がある場合
- 下記の社内監査役（監査等委員である取締役）は選任に反対を検討します
 - 過去に当社の代表権のある取締役等を経験している場合

社外監査役の独立性、出席率は
次ページ以降で説明しています

- ✓ **元代表取締役である監査役（監査等委員）の就任に反対する背景**
⇒ 代表権のある役員経験者は、その企業の重大な意思決定に関与してきました。三井住友DSは、過去に自身が行った経営判断を、自ら監査することは客観性の観点からも適切でないと考えます。また、監査役就任以降も、執行に対し大きな影響を与えることが懸念されます。
- ✓ **監査役（監査等委員）の減員に反対する理由**
⇒ 監査役（監査等委員）の減員は、監査体制の縮小や機能の減退につながることを懸念されます。また、監査役候補者の場合は監査役会の同意に基づき株主総会議案として上程されることが多いことから、再任監査役にその責任を問います。
- ✓ **監査役候補者に定量基準（ROEや業績、配当等）を問わない理由**
⇒ 監査役の主な機能は「業務監査」「会計監査」であり、適法性監査に係る権限を有します。監査役は執行や経営判断の妥当性に関する責任を負っていないことから、定量基準に関しても問いません。一方、監査等委員である取締役は、職務執行の妥当性、経営の意思決定に係る権限を有しており、定量基準を問うことが妥当であると考えます。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- 前年度の役員会出席率が80%未満の場合、反対を検討します
- 兼職数が6社以上の場合、反対を検討します

兼職数に含まれる例

- 当該企業を含む上場企業の役員
- その候補者の本業（例：弁護士、会計士、自身が経営する企業等）

兼職数に含めない例

- 上場していない企業の役員
- 非上場のグループ会社
- 自身が経営する企業のグループ会社（1グループ=1社として数えます）
- 団体・組織の役員

✓ 出席率80%未満の社外役員に反対する理由

⇒ 三井住友DSは、投資先企業の株主共同利益の保護や企業価値向上に向け、社外役員が十分に貢献することができたかを評価する1つの指標として、出席率を参照しています。出席率80%は最低限、社外役員の方に参加頂きたいと考える水準です。

✓ 6社以上の兼職がある場合に反対する理由

⇒ 三井住友DSは、社外役員が今後の選任期間において、十分に投資先企業の株主共同利益の保護や企業価値向上に資することができるかを評価する1つの指標として兼職状況を参照しています。一般的な取締役会は毎月開催であることから、週当たり1社程度の参加頻度となる4～5社程度が許容できる兼職状況とみなしています。ただし、社外役員個人の活動実績や能力等を考慮する場合があります。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- 社外役員の独立性は、取引所への独立役員届出の有無を参考にします
 - 総会承認を経て選任後に届出を予定している場合は届出があるものとみなします
 - 社外役員の独立性は、補欠の候補者にも問います
 - このほか、当該企業の株式を10%程度以上保有する主要株主会社出身者の場合は原則として独立性なしと判断します
 - また、在任期間が20年を超える場合は原則として独立性なしと判断します

	上場会社・子会社の 業務執行者等	親会社・兄弟会社の 業務執行者等	主要な取引先、 多額の金銭その他の財産を 得ているコンサルタント等の 業務執行者等
現在・ 最近	独立性なし	独立性なし	独立性なし
過去 (10年以内)	独立性なし	独立性なし	
過去 (10年以前)			

出所：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/
<https://www.jpix.co.jp/equities/listing/ind-executive/tvdivq0000008o74-att/nlsgeu0000064zhp.pdf>

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
 ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
 ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 報酬制度別の主な判断基準は以下のとおりです

報酬制度の内容	業績連動	社外取締役への付与	監査役・監査等委員への付与	発行済株式総数に対する付与割合の上限	未行使分を含めた潜在的な希薄化率の上限	権利行使までの期間/譲渡制限期間
役員報酬枠の増減等	なし	○	○	—	—	—
役員報酬枠の増減等	あり	×	×	—	—	—
単年度役員賞与の支給	あり	×	×	—	—	—
通常型ストックオプション	あり/なし	×	×	(1%)	10%	2年
株式報酬型ストックオプション	あり/なし	×	×	(1%)	10%	2年
譲渡制限付株式報酬	なし	△	×	1%	—	2年
譲渡制限付株式報酬	あり	×	×	1%	—	2年
パフォーマンス・シェア・ユニット	あり	×	×	1%	—	2年
譲渡制限付株式ユニット	なし	×	×	1%	—	2年
信託型株式報酬制度	あり/なし	×	×	1%	—	2年

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

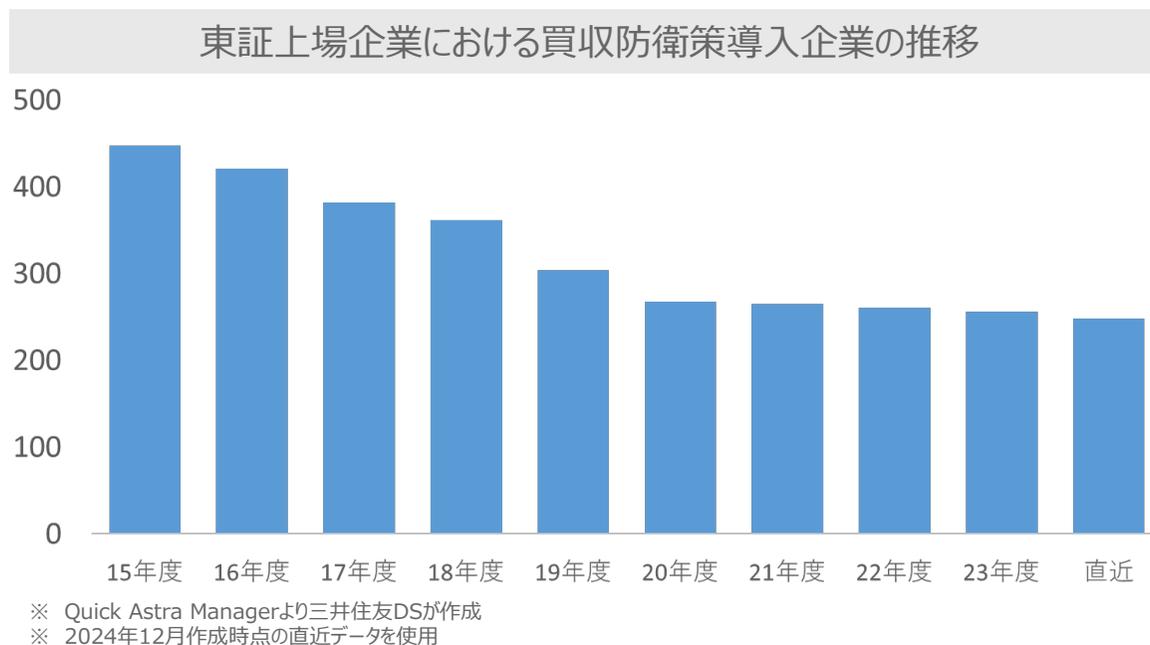
- 退職慰労金支給に関する議案は、下記の場合に反対します
 - 社外取締役、監査等委員である取締役、監査役が支給対象者である場合
 - 支給金額が開示されていない場合
 - 業績や社会的信用に関する行為等に責任がある役員への支給である場合

✓ **社外取締役、監査役、監査等委員への支給に反対する理由**

⇒ 社外取締役、監査役、監査等委員は「経営に対する監督・監査」機能が期待されています。したがって、三井住友DSは、退職慰労金額の決定に影響力を持つ経営トップ等との利益相反や、退職慰労金が支払われるまで在籍することにこだわるインセンティブを、極力排除する必要性があると考えます。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- 三井住友DSは、投資家の立場から、投資先企業に買収防衛の手段として、事前警告型買収防衛策といった仕組みではなく、適切な株価形成を目指し、情報開示やIR活動に努めてほしいと考えます
- また、有事導入型の買収防衛策については、次第に適法性の範囲が明らかとなりつつあります。三井住友DSでは、その都度、個別に議決権行使判断を行います



三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 特別決議の定足数変更に関する議案

- 合理的な理由がある場合を除き、原則反対します

定足数が緩和される場合は、一部の大株主のみの決議により重要事項が決定される可能性が高まります。これは、少数株主が軽視される恐れがあると考えます。

■ 取締役定員数の変更

- 総数が15名を超える場合は、原則反対します
- ただし、候補者数（総会後の取締役総数）と定款上の取締役上限数が一致している場合は、個別に判断します

■ 授権株式総数の変更

- 経営戦略等に照らし合わせ、合理的な理由がない場合は反対します
- 買収防衛策の一環とみられる場合は反対します

■ 利益剰余金決定権限の取締役会授権

- 株主総会決議からの排除が含まれる場合は反対します

■ 取締役解任決議の特別決議事項化

- 取締役解任決議要件の加重もしくは厳重化は原則反対します

解任のハードルが上がることにより、取締役の保身が容易になること、また過剰な買収防衛策・買収防衛策廃止の困難化が懸念されます。

三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

■ 会計監査人の責任限定契約

- 原則反対します

■ 種類株式の発行

- 種類株式の発行は、原則反対します
- ただし、既存の普通株式株主の利益を毀損する恐れがないことが合理的に説明されている場合は賛成します

■ サステナビリティに関する定款変更

- 気候変動や人権等、サステナビリティに関する定款変更は、内容、範囲、項目等が適切と判断できる場合、賛成します

✓ バーチャルオンリー総会について

⇒ バーチャルオンリー総会の開催を可能とする定款変更については、原則として賛成します。ただし、バーチャル総会の開催において瑕疵が生じた場合は、次の総会において取締役選任議案に反対する可能性があります。

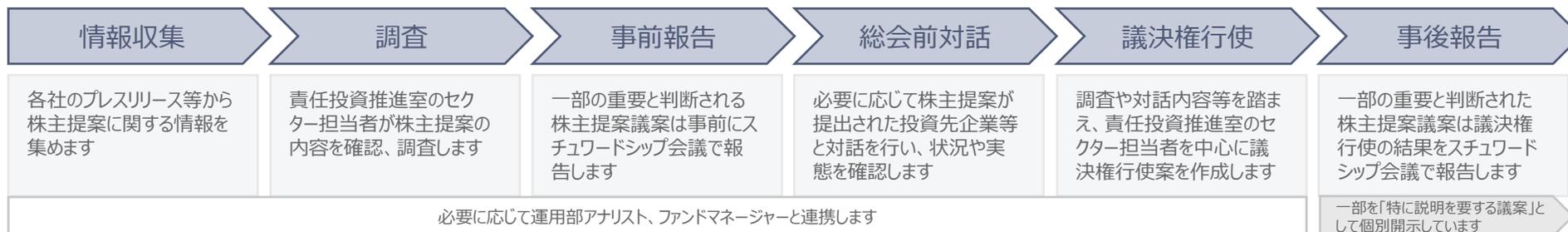
三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

■ お客さま・最終受益者の皆さまの利益のため、株主共同の利益や企業価値への影響等を踏まえ、総合的に判断します

株主提案内容の評価ポイント

会社側の対抗策・対応策の評価ポイント

実現可能性	
株主還元に関する議案：還元余力、還元後の財務健全性等	
定款変更議案：事業上の制約となることはないか	過去の実績：発行体の過去の会社計画、ビジョン、その実績等
将来の企業価値への影響	
資本効率性に関する議案：実施後の企業価値への影響、持続可能性等	
ガバナンスに関する議案：各候補者の資質、選解任後のスキルマトリックスや体制等	各候補者の実績
サステナビリティに関する議案：三井住友DSの目標、方針、計画等との整合性等	



三井住友DS議決権行使に関する基本方針：https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

ライブラリ・ 責任投資推進室窓口

- ・当資料は投資の参考となる情報の提供を目的として三井住友DSアセットマネジメントが作成したものです。
- ・当資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を予測するものではありません。
- ・当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではなく、今後予告無く、修正・変更する場合がございます。

■ 責任投資について

- https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/
- 議決権やESG投資に関する三井住友DSの情報を掲載しています

■ 国内株式議決権行使結果（個別開示）

- https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/report/
- 各期間の「別紙」では「特に説明を要する議案」の判断について、図表等を用いて、詳細を説明しています

■ エンゲージメント活動実績

- https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/stewardship/engagement/
- 各年度のエンゲージメント件数や具体的な対話事例等を開示しています

会社議決権行使・ESGに関する対話をご希望の場合は、下記のメールアドレスまでご連絡願います。
なお、上場企業のご担当者様のみ対応させていただきます。

ご連絡に際し、ご議論されたい点（下記ご参照）、貴社名、ご連絡先等をお知らせください。内容および当社の保有状況等を踏まえて対応させていただきますが、ご希望に沿えない場合があることも、あらかじめご承知置き願います。

1. 議決権行使について（剰余金処分、取締役/監査役の選解任、定款変更等）
2. ESGについて
3. 統合報告書、コーポレートガバナンス報告書、アニュアルレポート等について
4. その他（具体的内容をお知らせ願います）

（メールアドレス） stewardship@smd-am.co.jp

【重要な注意事項】

- 本資料に記載されている調査・分析等は当社のリサーチの一部をご紹介するために作成されたものであり、投資勧誘を目的として作成されたもの又は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 本資料に記載されているリターン及びリスクは、過去のデータ及び当社の現時点の経済見通し等に基づいて算出したものであり、将来のリターンやリスク等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているシミュレーション等、実際のファンド以外の収益率データ等には、実際の運用に必要な報酬、取引手数料、リバランス・コスト等が反映されておりません。
- 本資料に記載されている運用商品・手法等は、将来の運用成果又は元本を保証するものではなく、投資により損失が発生する可能性があります。そして、損失を含めた全ての運用成果はお客さまに帰属することになります。
- 本資料に記載されている市場の見通し等は、本資料作成時点での見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。また、当社の投資方針に反映されない場合又は将来予告なしに変更する場合があります。
- 本資料に記載されている第三者による評価等は、過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に記載されているベンチマークインデックスの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。
- 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当社はその完全性・正確性に関する責任を負いません。
- 本資料の内容に関する一切の権利は当社にあります。本資料を投資の目的に使用したり、承認なく複製又は第三者への開示等を行うことを厳に禁じます。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会

作成基準：2024年12月



三井住友DSアセットマネジメント株式会社

Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited

代表取締役社長	猿田 隆
所在地	〒105-6426 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー26階
電話	東京 (03) 6205-0200
金融商品取引業者登録番号	関東財務局長（金商）第399号
加入金融商品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会 一般社団法人 投資信託協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会



三井住友DSアセットマネジメント